

各都道府県水道行政担当部（局）御中
各国土交通大臣認可 { 水道事業者 } 御中
 { 水道用水供給事業者 }
（各地方整備局等経由）

国土交通省水管理・国土保全局水道事業課
環境省水・大気環境局環境管理課

水源における藻類の増殖に対する対応の徹底について

水道行政の推進につきましては、日頃から格別のご協力をいただき御礼申し上げます。

今般、北海道根室市水道事業において、別紙のとおり最大で約 1 万 3000 戸に影響する断水事故が発生し、全域での給水再開までに約 3 日間を要したことから、住民の生活や事業活動に大きな影響が生じました。本事故については、同市において検証が行われているところですが、現在のところ、原因は水源湖沼における藻類の急激な増殖に起因するろ過閉塞であると考えられています。

水源における藻類の異常な増殖は、藻類種によってはろ過障害だけでなく、凝集阻害、ろ過水への漏出、異臭味等の原因ともなり得るものです。特に湖沼等水が停滞しやすい水域を水源としている水道事業者及び水道用水供給事業者におかれましては、下記により、水源における藻類の増殖状況の把握、浄水処理における対応の徹底をお願いします。

各都道府県におかれましては、貴管内の都道府県知事認可の水道事業者及び水道用水供給事業者に対して、周知・指導をお願いします。

記

- ・藻類は水温、日照時間、少雨等の増殖条件が整った場合、急激に増殖することがある。平常より関係機関との連絡通報体制を整備し、アオコの発生等、藻類の異常増殖情報が共有されるよう周知しておくこと。
- ・浄水処理に障害を与える藻類の異常増殖がみられる湖沼を水源とする場合は、水質検査計画の留意点に位置付けるとともに所要の水源監視について計画し、藻類の増殖状況の把握に努めること。監視方法や管理の基準については、水安全計画等において設定するのが望ましいこと。
- ・水源で浄水処理に障害を与える藻類の異常増殖が確認された場合は、原水の pH、臭気やろ過池の損失水頭等の監視を強化し、藻類の種類や増殖状況に応じた浄水処理（粉末活性炭処理、前塩素処理、凝集沈殿処理の強化、ろ過池の洗浄間隔の短縮等）を徹底すること。なお、殺藻のために原水を前塩素処理する場合は、異臭味の発生や消毒副生成物の濃度上昇に対して十分に注意すること。

- ・藻類増殖によるろ過障害の影響度合いが大きく、また頻度が高い場合には、ろ過池の複層化等のハード対策の導入も検討するのが望ましいこと。
- ・健康に影響を及ぼす（おそれのある）水質事故の発生を確認した場合は、速やかに国に情報提供をすること。

○参照すべき通知等

【水質検査計画・水源の監視について】

- ・「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項」（平成 15 年健水発第 1010001 号）

【水安全計画について】

- ・「「水安全計画策定ガイドライン」の送付について」（平成 20 年健水発第 0530001 号）

【水質事故時の情報提供について】

- ・「飲料水健康危機管理実施要領」（令和 6 年制定、令和 7 年一部改定、国土交通省）
- ・「健康危機管理の適正な実施並びに水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について」（令和 8 年国水水第 18 号）

(問合せ先)

○国土交通省水管理・国土保全局水道事業課

担当：加藤、内間

TEL：03-5253-8111(内線 34435, 34439)

E-mail：hqt-shidoushitsu@ki.mlit.go.jp

○環境省水・大気環境局環境管理課水道水質・衛生管理室

担当：服部、鈴木

TEL：03-5521-8300

E-mail：suido-suishitsu@env.go.jp

北海道根室市水道事業での大規模断水

令和8年7月22日（水）夕方頃から根室市水道事業の桂木浄水場において、水源湖沼における藻類の急激な増殖に起因するろ過閉塞が発生し、ろ過能力が低下した。翌7月23日（木）午後3時30分頃から配水池の水位低下により一部地域への給水を停止した。その後も配水池水位低下に歯止めが掛けられず、同日午後7時30分頃に断水区域を拡大（断水戸数：約1万3000戸）し、ろ過池の洗浄を実施した。

ろ過池の洗浄完了に伴うろ過能力の回復及び配水管の洗管状況に合わせ、エリアごとに生活用水としての通水を再開し、その後、水質検査の結果で水質に異常がないことを確認できたエリアから順次、飲用可能とした。全エリアで飲用可能となったのは7月26日（日）午後1時00分頃であり、完全復旧までには約3日間を要した。

これまでのところ、健康被害は発生していない。

（対応状況）

令和8年7月22日（水）夕方頃

桂木浄水場のろ過能力が低下し始めた。水源湖沼（オンネ沼、タンネ沼）における藻類の急激な増殖に起因するろ過閉塞が原因と考えられた。

令和8年7月23日（木）午後3時30分頃

ろ過池の能力低下が進行し、配水池水位が低下したため、一部エリアで断水を実施した（断水戸数：約7,700戸）。

令和8年7月23日（木）午後7時30分頃

断水区域を拡大し、閉塞したろ過池の洗浄を開始した（断水戸数：約1万3000戸（最大））。

令和8年7月24日（金）午前2時30分頃

閉塞した全ろ過池の洗浄が完了した。

令和8年7月24日（金）午前3時00分頃

エリアごとに生活用水としての通水を開始した。

令和8年7月25日（土）午前11時00分頃

生活用水としての通水を全エリアで再開した。水質検査の結果で水質に異常がないことを確認できたエリアから順次、飲用可能とした。

令和8年7月26日（日）午後1時00分頃

飲用可能な水道水としての通水を全エリアで再開した。

（その後の対応）

- ・藻類の増殖が見られた場合、各水源の取水割合、薬品の注入率を調整するとともに、ろ過池の洗浄間隔の短縮を検討する。
- ・今回の藻類の発生要因、初動や情報発信のあり方を検証する。